

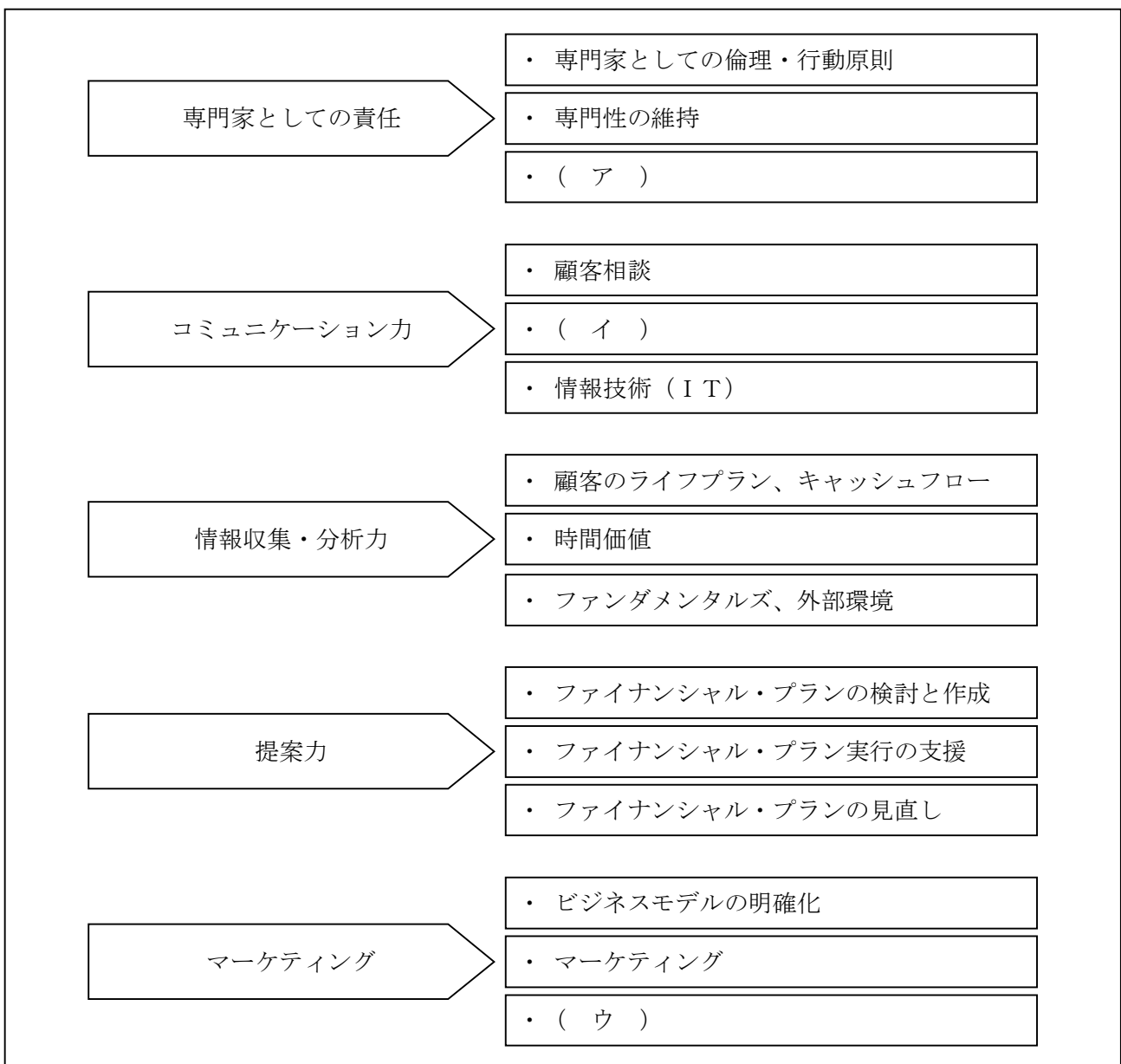
問 1

C F P<sup>®</sup>認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会は「C F P<sup>®</sup>・A F P実務家のコンピテンシーマップ」において、ファイナンシャル・プランナーに求められる専門的力量(コンピテンシー)を体系化している。F P実務に共通するスキルに関する以下の<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>



1. (ア) コンプライアンス (イ) プレゼンテーション (ウ) ネットワーキング
2. (ア) コンプライアンス (イ) ビジネスマナー (ウ) 資金調達
3. (ア) 説明責任 (イ) プレゼンテーション (ウ) 資金調達
4. (ア) 説明責任 (イ) ビジネスマナー (ウ) ネットワーキング

(問題2)

(設問B) CFP®認定者は、著作権について正しく理解しておくことが必要である。わが国の著作権法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 著作権の発生には「方式主義」と「無方式主義」があり、著作権法では著作物として登録しなければ著作権が発生しないという「方式主義」を採用している。
2. 著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。
3. 背景にキャラクターなどの著作物が写り込んでいる写真は、その著作物が本来の被写体との分離が困難であり、軽微な構成部分となるものであれば、著作権者の利益を不当に害する場をを除き、ホームページやブログに掲載することができる。
4. 官公庁が一般に周知するため作成・公表した広報資料や統計データは、転載を禁止する旨の表示がない限り、説明の材料として雑誌に転載することができる。

(問題3)

(設問C) 金融商品取引法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者は、金融商品取引契約が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされている。
2. 金融商品仲介業者は、名目を問わず金融商品仲介業に関して顧客から金銭または有価証券の預託を受けることは禁止されている。
3. 一般的な景気動向や企業が公表している業績など投資判断の前提となる基礎資料を顧客に提供することは、金融商品取引業の投資助言には当たらない。
4. 金融商品取引業者と顧客の間に投資一任契約はないが継続的な取引関係がある場合、業者が顧客の同意を得ずに顧客の計算により有価証券の売買を行うことは、顧客の事後承諾があれば禁止行為とはされない。

## 問2

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

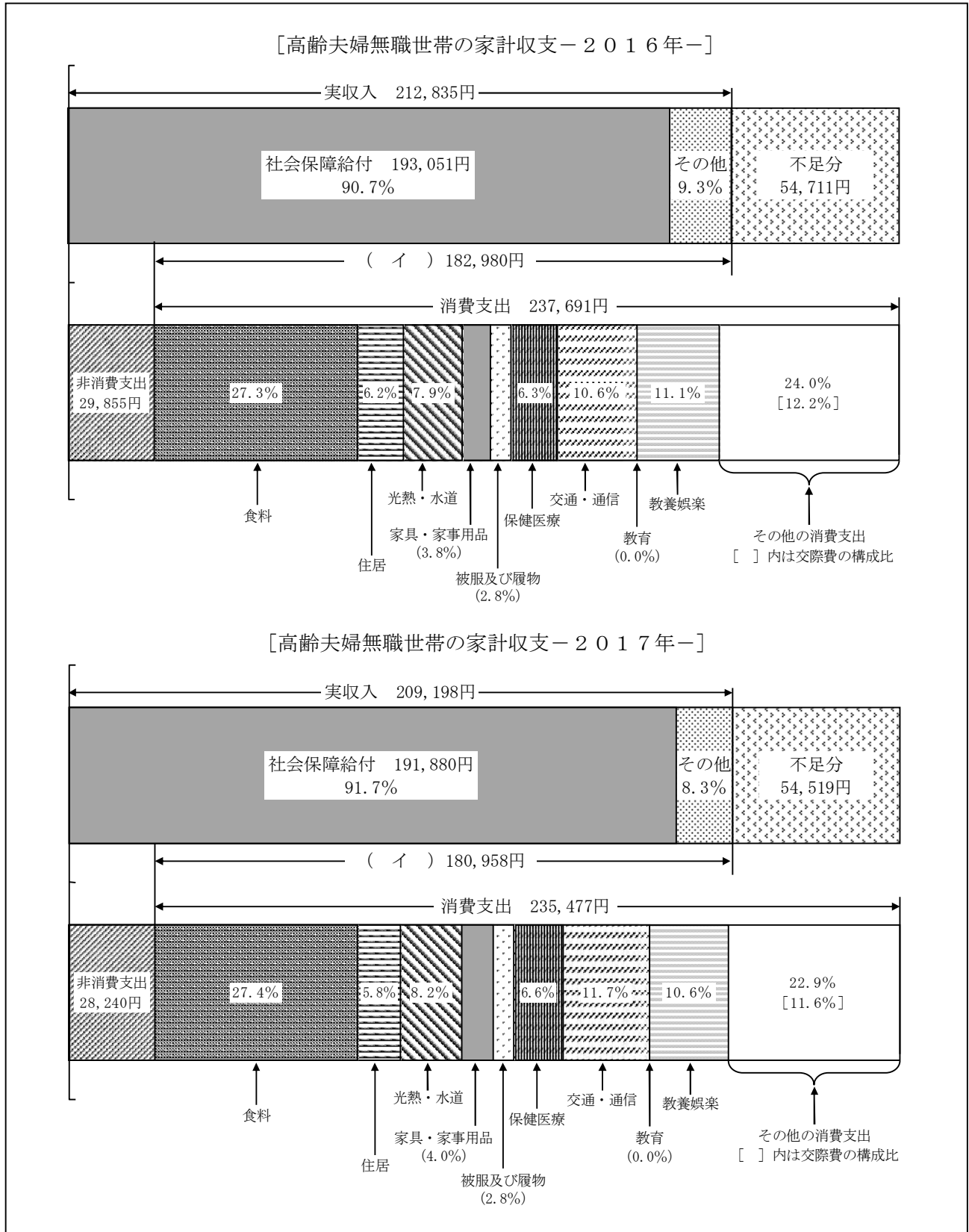
## (問題4)

(設問A) 次の<資料>は、総務省統計局の「家計調査年報(家計収支編)」で公表された2016年および2017年の高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支の状況を基に作成したものである。この<資料>に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

2017年の高齢夫婦無職世帯の家計収支について、実収入は209,198円で、前年に比べ(ア)の減少、(イ)は180,958円で、前年に比べ約1.1%の減少となった。一方、消費支出は235,477円で、前年に比べ約0.9%の減少となった。また、(イ)に対する消費支出の割合である平均消費性向は、2017年は(ウ)で、前年に比べ約0.2ポイントの上昇となった。

1. (ア) 約0.6% (イ) 基本生活費 (ウ) 約130.1%
2. (ア) 約0.6% (イ) 可処分所得 (ウ) 約145.7%
3. (ア) 約1.7% (イ) 可処分所得 (ウ) 約130.1%
4. (ア) 約1.7% (イ) 基本生活費 (ウ) 約145.7%

<資料>



## (問題5)

(設問B) スポーツジムを経営している近藤さんは、今後3年にわたり以下のようなキャッシュフローを生み出す設備投資を実施するかどうか検討している。以下の<資料>に基づく、投資の意思決定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算し、計算過程で万円未満の端数が生じた場合は万円未満を四捨五入すること。

## &lt;資料&gt;

## [投資条件]

設備投資額：1,000万円

資本コスト：年10%

	投資によって将来得られるキャッシュフロー
1年後	300万円
2年後	400万円
3年後	500万円

## [意思決定の基準]

- ・ 正味現在価値 (NPV) が正の場合には、設備投資を実施する。
- ・ 正味現在価値 (NPV) が負の場合には、設備投資を実施しない。

## [正味現在価値の計算式]

正味現在価値 = 将来キャッシュフローの現在価値 - 投資するキャッシュの現在価値

1. この投資の正味現在価値 (NPV) は▲109万円であるため、この投資を実施しない。
2. この投資の正味現在価値 (NPV) は▲20万円であるため、この投資を実施しない。
3. この投資の正味現在価値 (NPV) は80万円であるため、この投資を実施する。
4. この投資の正味現在価値 (NPV) は92万円であるため、この投資を実施する。

## (問題6)

(設問C) 以下の4人のうち、都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）が行う日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）の対象者となる人の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	現在の状況
Aさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の診断を受けており、判断能力が不十分である。</li> <li>・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していない。</li> </ul>
Bさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の診断を受けており、判断能力が不十分である。</li> <li>・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。</li> </ul>
Cさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の診断は受けていないが、判断能力が不十分である。</li> <li>・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。</li> </ul>
Dさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の診断を受けておらず、判断能力が十分である。</li> <li>・ 本事業の契約内容について判断し得る能力を有している。</li> </ul>

1. Aさん
2. Bさん、Cさん
3. Bさん、Cさん、Dさん
4. Aさん、Bさん、Cさん、Dさん

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

安藤 壮太さん（本人・会社員）：現在340万円

安藤 裕子さん（妻・会社員）：現在420万円

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間300万円（現在価値）

○住宅関連費 持ち家（戸建て）

住宅ローン：金利年1.2%（全期間固定）

元利均等返済（ボーナス返済なし）

債務者は壮太さんで65歳時完済予定

年間返済額は120万円

固定資産税等：年間20万円

○教育費

- ・ 長男は、小学校、中学校および高校は公立、大学（四年制）は私立文系への進学を予定している。

- ・ 二男は、小学校および中学校は公立、高校は私立、大学（四年制）は私立理系への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	110万円	40万円	90万円	85万円	120万円
入学一時金	—	10万円	40万円	15万円	35万円	30万円	30万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は保育料である。

○生命保険料 年間36万円

○自動車関連費

維持費：毎年20万円（現在価値）

買替え：2024年に250万円（現在価値）

車検費用：2018年、2020年、2022年、2027年、2029年、2031年、2033年に車検を行う。費用は1回当たり10万円（現在価値）

○その他支出

レジャー、帰省等：毎年40万円（現在価値）

○一時的支出

家族旅行：2019年、2023年にそれぞれ40万円、2026年、2029年、2031年にそれぞれ50万円（すべて現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

## &lt;現状のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
家族・年齢	安藤 壮太	本人	35	36	37	38	39	40	41	42	
	裕子	妻	38	39	40	41	42	43	44	45	
	孝信	長男	8	9	10	11	12	13	14	15	
	大輔	二男	6	7	8	9	10	11	12	13	
ライフイベント				二男 小学校 入学 家族旅行				長男 中学校 入学 家族旅行	自動車 買替え	二男 中学校 入学	
変動率											
収入	給与収入(本人)	1.0%	340	343	347	350	354	357	361	365	
	給与収入(妻)	1.0%	420	424	428						
	収入合計	-	760	767	775						
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322	
	住宅関連費	0.0%	140	140	140	140	140	140	140	140	
	教育費(長男)	1.0%	30	30							
	教育費(二男)	1.0%	20	30							
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36	
	自動車関連費	1.0%	30	20	31	21					
	その他支出	1.0%	40	40	41	41					
	一時的支出	1.0%	0	40	0	0					
支出合計			-	596	639	616	609				
年間収支			-	164	128	159	174	168	(ア)	▲101	135
預貯金等残高			1.0%	400	532	696	877	1,054		1,083	1,229

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
家族・年齢	安藤 壮太	本人	43	44	45	46	47	48	49	50	
	裕子	妻	46	47	48	49	50	51	52	53	
	孝信	長男	16	17	18	19	20	21	22	23	
	大輔	二男	14	15	16	17	18	19	20	21	
ライフイベント				長男 高校入学 家族旅行	二男 高校入学	長男 大学入学 家族旅行		二男 大学入学 家族旅行		長男就職	
変動率											
収入	給与収入(本人)	1.0%	368	372	376	379	383	387	391	395	
	給与収入(妻)	1.0%		459	464	469	473	478	483	488	
	収入合計	-		831	840	848	856	865	874	883	
支出	基本生活費	1.0%	325	328	331	335	338	341	345	348	
	住宅関連費	0.0%	140	140	140	140	140	140	140	140	
	教育費(長男)	1.0%						97	98	0	
	教育費(二男)	1.0%						171	138	139	
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36	
	自動車関連費	1.0%						34	23	35	
	その他支出	1.0%						46	46	46	
	一時的支出	1.0%						57	0	0	
支出合計			-					922	826	744	
年間収支			-			▲25	77	▲57	48	139	
預貯金等残高			1.0%	1,330	(イ)		1,585	1,678	1,638	1,702	1,858

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。



## (問題7)

(設問A) 安藤さん夫婦は、今後の資金計画などについてCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 107 (イ) 1,494
2. (ア) 107 (イ) 1,505
3. (ア) 149 (イ) 1,494
4. (ア) 149 (イ) 1,505

## (問題8)

(設問B) 安藤さん夫婦は、変動率がキャッシュフロー表に与える影響についてCFP<sup>®</sup>認定者に質問をした。CFP<sup>®</sup>認定者は家計の条件は変えず、変動率のみを1.0%から0.5%に変更したキャッシュフロー表を作成した。7年後(2025年)の預貯金等残高の差額(現状の預貯金等残高から変更後の預貯金等残高(ウ)を差し引いた額)として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. 38万円
2. 64万円
3. 69万円
4. 121万円

## ＜変動率変更後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
家族・年齢	安藤 壮太	本人	35	36	37	38	39	40	41	42
		裕子	妻	38	39	40	41	42	43	44
		孝信	長男	8	9	10	11	12	13	14
		大輔	二男	6	7	8	9	10	11	12
ライフイベント		変動率		二男 小学校 入学 家族旅行				長男 中学校 入学 家族旅行	自動車 買替え	二男 中学校 入学
収入	給与収入(本人)	0.5%	340	342	343	345	347	349	350	352
	給与収入(妻)	0.5%	420	422	424	426	428	431	433	435
	収入合計	—	760	764	767	771	775	780	783	787
支出	基本生活費	0.5%	300	302	303	305	306	308	309	311
	住宅関連費	0.0%	140	140	140	140	140	140	140	140
	教育費(長男)	0.5%	30	30						
	教育費(二男)	0.5%	20	30						
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	0.5%	30	20	30	20				
	その他支出	0.5%	40	40	40	41				
	一時的支出	0.5%	0	40	0	0				
支出合計	—	596	638	609	602	616		887		
年間収支	—	164	126	158	169	159		▲104		
預貯金等残高	0.5%	400	528	689	861	1,024	1,129	1,031	(ウ)	

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
家族・年齢	安藤 壮太	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
		裕子	妻	46	47	48	49	50	51	52
		孝信	長男	16	17	18	19	20	21	22
		大輔	二男	14	15	16	17	18	19	20
ライフイベント		変動率		長男 高校入学 家族旅行	二男 高校入学	長男 大学入学 家族旅行	二男 大学入学 家族旅行		長男就職	
収入	給与収入(本人)	0.5%	354	356	357	359	361	363	365	366
	給与収入(妻)	0.5%	437	439	441	444	446	448	450	453
	収入合計	—	791	795	798	803	807	811	815	819
支出	基本生活費	0.5%	312	314	315	317	319	320	322	323
	住宅関連費	0.0%	140	140	140	140	140	140	140	140
	教育費(長男)	0.5%						91	91	0
	教育費(二男)	0.5%						160	129	129
	生命保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	0.5%						32	21	32
	その他支出	0.5%						43	43	43
	一時的支出	0.5%						53	0	0
支出合計	—				836	744	875	782	703	
年間収支	—		138	71	▲33	63	▲64	33	116	
預貯金等残高	0.5%			1,467	1,441	1,511	1,455	1,495	1,618	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題9)

(設問C) 会社員の細井さんは、2032年3月末に定年退職をする予定である。細井さんは退職後の生活資金を準備するため、2020年4月1日から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自宅のリフォーム資金に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2020年4月1日からの5年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

## 〈条件〉

- ・ 2020年4月1日から退職時までの12年間は、用意した貯蓄450万円(2020年3月末時点)を、当初5年間は年利1.0%、その後の7年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2020年4月1日からの5年間は、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.0%で複利運用し、2025年4月1日からの7年間は、積み立てた額を年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2025年4月1日からの7年間は、毎年3月末に50万円を積み立てながら、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2032年3月末に退職一時金1,500万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職後は、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.5%で複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に80万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から10年間、年利1.5%で複利運用し、2042年3月末に自宅のリフォーム資金として800万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	1.051	1.077	1.104
7年	1.072	1.110	1.149
10年	1.105	1.161	1.219
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.951	0.928	0.906
7年	0.933	0.901	0.871
10年	0.905	0.862	0.820
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	5.101	5.152	5.204
7年	7.214	7.323	7.434
10年	10.462	10.703	10.950
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	4.853	4.783	4.713
7年	6.728	6.598	6.472
10年	9.471	9.222	8.983
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.206	0.209	0.212
7年	0.149	0.152	0.155
10年	0.106	0.108	0.111
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.196	0.194	0.192
7年	0.139	0.137	0.135
10年	0.096	0.093	0.091
30年	0.029	0.027	0.025

1. 34万円
2. 37万円
3. 39万円
4. 53万円

## (問題10)

(設問D) 2020年3月末に定年退職を迎える平尾さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、2020年4月1日から複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる予定である。以下の〈条件〉に基づく場合、2030年4月1日から2050年3月末までの20年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

## 〈条件〉

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は2,600万円(2020年3月末時点)である。
- ・ 2020年4月1日から5年間にわたり年利1.0%で複利運用し、5年経過後の2025年3月末に長男の結婚資金の援助として、400万円を取り崩す。
- ・ 2020年4月1日から2030年3月末までの当初10年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に80万円を取り崩す。
- ・ 2030年4月1日からの20年間は、年利2.0%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	1.051	1.104
10年	1.105	1.219
20年	1.220	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.951	0.906
10年	0.905	0.820
20年	0.820	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	5.101	5.204
10年	10.462	10.950
20年	22.019	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	4.853	4.713
10年	9.471	8.983
20年	18.046	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.206	0.212
10年	0.106	0.111
20年	0.055	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.196	0.192
10年	0.096	0.091
20年	0.045	0.041

1. 89万円
2. 97万円
3. 98万円
4. 101万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を以下の<資料>のとおり受けた場合、返還する割賦金の月賦分(ア)と半年賦分(イ)の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

貸与月額：20,000円

貸与月数：48ヵ月

返還方式：定額返還方式

割賦方法：併用返還(月賦分と半年賦分の併用)

月賦分貸与金額は貸与総額の2分の1とし、残り2分の1を半年賦分貸与金額とする。

○割賦金の計算式

割賦金 = 貸与金額 ÷ 返還回数

※返還回数(月賦分) = 返還年数 × 12

返還回数(半年賦分) = 返還年数 × 2

※返還年数は、貸与総額を<奨学金返還年数算出表>における割賦金の基礎額で除して求める(小数点以下切捨て)。

<奨学金返還年数算出表>

貸与総額	割賦金の基礎額
700,001円 ~ 900,000円	80,000円
900,001円 ~ 1,100,000円	90,000円
1,100,001円 ~ 1,300,000円	100,000円

1. (ア) 3,333円 (イ) 20,000円
2. (ア) 3,636円 (イ) 21,818円
3. (ア) 4,000円 (イ) 24,000円
4. (ア) 8,000円 (イ) 48,000円

## (問題 1 2)

(設問B) 日本政策金融公庫の教育一般貸付および国の高等学校等就学支援金に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、教育一般貸付の海外留学資金については考慮しないこと。

- ・ 教育一般貸付の借入限度額は学生・生徒一人につき、最大(ア)である。
- ・ 高等学校等就学支援金の支給額は、私立高等学校の場合、(イ)に応じて金額が異なる。
- ・ 教育一般貸付は、1年中いつでも申込みが可能だが、高等学校等就学支援金は、原則として、高等学校等入学時に(ウ)で手続きを行う。

1. (ア) 300万円 (イ) 進学する課程 (ウ) 進学先の高等学校等
2. (ア) 350万円 (イ) 進学する課程 (ウ) 居住地の都道府県
3. (ア) 300万円 (イ) 保護者世帯の所得金額 (ウ) 居住地の都道府県
4. (ア) 350万円 (イ) 保護者世帯の所得金額 (ウ) 進学先の高等学校等

## (問題 1 3)

(設問C) 香川さん(会社員・年収960万円)は、住宅購入を計画しており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税は考慮しないものとする。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した住宅購入用資金630万円と母から贈与される95万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.40%(全期間固定金利)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は、3,403円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,800万円
2. 3,890万円
3. 4,150万円
4. 4,240万円



(問題 1 4)

(設問D) 生駒さんは、住宅購入を計画しており、住宅ローンの返済方式について、CFP®認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおいて、住宅ローンを元利均等返済方式で借り入れた場合と元金均等返済方式で借り入れた場合の、借入れから28年間の経過した時点(返済回数336回終了後)での住宅ローン借入残高の差額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を四捨五入すること。

<条件>

借入額：3,570万円

金利：年1.70% (全期間固定金利)

返済期間等：返済期間35年(返済回数420回)、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)

[借入残高等]

	元利均等返済	元金均等返済
毎月返済額(元利合計金額)	***	—
毎月返済額(元金額)	—	85,000円
28年経過時点の借入残高	***	7,140,000円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*」にしてある。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	1.12628
28年	1.60908
35年	1.81227

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	0.88788
28年	0.62147
35年	0.55179

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	89.13534
28年	429.93946
35年	573.36544

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	79.14172
28年	267.19568
35年	316.38010

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	0.01264
28年	0.00374
35年	0.00316

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.70%
7年	0.01122
28年	0.00233
35年	0.00174

1. 179万円
2. 292万円
3. 343万円
4. 476万円

**(問題15)**

(設問E) 湯本さんは、2019年2月に海外旅行代金20万円、同年4月に通勤用スーツの購入代金5万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。湯本さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割り計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：2万円(元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
2019年2月	—	—	—	200,000
3月	20,000			
4月	20,000			
5月	20,000			(ア)

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 146,840
2. 196,956
3. 197,465
4. 198,098

**(問題16)**

(設問F) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人に対する貸付けは総量規制の対象とならない。
2. クレジットカードによる借入れは総量規制の対象とならないが、クレジットカードを利用した商品購入は総量規制の対象となる。
3. 銀行の自動車ローンは総量規制の対象とならないが、銀行のカードローンは総量規制の対象となる。
4. 総量規制の基準となる定期的な収入には、個人が事業として行う不動産の賃貸収入が含まれる。

## 問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題17)

(設問A) 住吉さん(28歳)は、以下の<労働条件>でコンビニエンスストアにおいてアルバイトとして働くことになった。住吉さんの労働条件等に関する次の記述のうち、労働基準法や雇用保険法上、最も適切なものはどれか。なお、変形労働時間制については考慮しないものとする。

## &lt;労働条件&gt;

所定労働日数：週3日、平日のシフト制勤務

勤務時間：9時30分(入店)～16時30分(退店) ※うち60分休憩あり

給与：時給1,000円

交通費：支給なし

契約期間：3ヵ月(更新あり)

1. 住吉さんの1ヵ月間の勤務日数が13日間で、上記<労働条件>の勤務時間であった場合、その月の給与の支給総額は91,000円となる。
2. 住吉さんが1日の法定労働時間(8時間)を超える勤務をした日があった場合、その週の労働時間が40時間を超えなければ割増賃金は支払われない。
3. 住吉さんが毎週3日の勤務を6ヵ月間継続した場合、年次有給休暇は付与されない。
4. 住吉さんが上記<労働条件>で雇用された場合、雇用保険の被保険者とならない。

## (問題18)

(設問B) 労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働することができず、賃金を受けなかった日が4日以上となった場合に、4日目から支給される。
2. 休業補償給付の支給額は、労働者に賃金が支払われない場合は休業1日について、給付基礎日額の100分の60に相当する額である。
3. 休業補償給付を受給している労働者が、療養の開始後1年6ヵ月を経過した日において傷病が治っておらず障害の程度が一定の傷病等級に該当する場合、休業補償給付に代えて傷病補償年金が支給される。
4. 傷病補償年金を受給している労働者は、療養補償給付を併せて受給することはできない。

## (問題 19)

(設問C) 育児・介護休業法や労働基準法で定める労働者の出産や育児の支援制度等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 出産を控えた女性労働者は、勤務先の事業主に請求することにより、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から産前休業を取得することができる。また、出産後の女性労働者は、出産の翌日から8週間は産後休業を取得しなければならないが、就業することができない。ただし、産後(ア)を経過後に本人が勤務先の事業主に就業を請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就くことは差し支えないものとされている。
- ・ 育児休業は、子を養育する労働者が勤務先の事業主に申し出ることにより、原則としてその子が1歳に達する日まで取得することができる。ただし、保育所への入所を希望し、申し込みをしているものの入所できないなど特別な事情がある場合には、最長でその子が(イ)に達する日まで育児休業を延長することができる。
- ・ 子の看護休暇は、(ウ)の子を養育する労働者が、勤務先の事業主に申し出ることにより、1年度において5日(養育する(ウ)の子が2人以上の場合は10日)を限度として取得することができる。

1. (ア) 4週間 (イ) 1歳6ヵ月 (ウ) 小学校就学前
2. (ア) 4週間 (イ) 2歳 (ウ) 3歳未満
3. (ア) 6週間 (イ) 1歳6ヵ月 (ウ) 3歳未満
4. (ア) 6週間 (イ) 2歳 (ウ) 小学校就学前

## (問題 20)

(設問D) 育児・介護休業法に基づく介護休業等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護休業は、要介護状態にある対象家族の介護のために、対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割取得することができる。
2. 祖父母、兄弟姉妹、孫が介護休業の対象家族とされるには、休業を取得する者と同居し、かつ、休業を取得する者に扶養されていることが要件となる。
3. 介護休業は、要件を満たせば有期雇用契約の労働者も取得することができるが、日雇い労働者は取得することはできない。
4. 介護のための所定労働時間の短縮の措置は、利用開始から連続する3年以上の期間において2回以上利用することが可能である。

(問題 2 1)

(設問 E) 目黒さん (29 歳) は、2019 年 5 月末日に 10 年間継続勤務していた P L 株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した目黒さんの雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、目黒さんはこれまで基本手当の給付を受けたことはなく、解答に当たっては円未満を切り捨てること。

<資料>

[目黒さんの 2018 年 12 月から 2019 年 5 月までの給与等の状況] (単位：円)

月別実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当	賞与	
12 月分	21 日	252,000	26,000	9,000	432,000
1 月分	19 日	252,000	9,000	9,000	—
2 月分	20 日	252,000	10,000	9,000	—
3 月分	21 日	252,000	25,000	9,000	—
4 月分	20 日	252,000	10,000	9,000	—
5 月分	19 日	252,000	10,000	9,000	—
合計	120 日	1,512,000	90,000	54,000	432,000

※賞与は年 1 回 12 月に支給され、退職金はない。

[賃金日額の上限・基本手当の日額の上限]

賃金日額の上限	13,500 円
基本手当の日額の上限	6,750 円

[基本手当の日額の計算式]

$$\text{基本手当の日額} = \frac{(-0.3W \times W) + (7,283 \times W)}{7,240}$$

※W = 賃金日額

1. 5,526 円
2. 5,747 円
3. 6,060 円
4. 6,750 円

## (問題 2 2)

(設問 F) KN 株式会社に勤務する細川さんは、2019 年 9 月末日に 60 歳の定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して 65 歳まで働きたいと考えている。以下の〈資料〉に基づいて計算した細川さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、特に記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率および支給率は表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てること。

## 〈資料〉

## [細川さんのデータ]

60 歳到達時の賃金月額：470,000 円

支給対象月に支払われた賃金額：300,000 円

## [高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 支給率 (注 1)

(注 1) 賃金低下率 (注 2) が 61% 未満の場合の支給率：15%

賃金低下率 (注 2) が 61% 以上 75% 未満の場合の支給率：下記算式により計算

$$\text{支給率 (\%)} = \frac{-183 \times \text{賃金低下率 (\%)} + 13,725}{280 \times \text{賃金低下率 (\%)}} \times 100$$

$$\text{(注 2) 賃金低下率 (\%)} = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{\text{60 歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

## [高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

賃金月額の上限度額	472,200 円
支給限度額	359,899 円
最低限度額	1,984 円

1. 32,336 円
2. 34,320 円
3. 45,000 円
4. 53,768 円

**(問題 2 3)**

(設問G) BG株式会社に入社して15年目の筒井さん(35歳)は、2019年9月に退職し、その半年後から雇用保険の一般教育訓練給付金の支給対象となる講座を受講することを検討している。雇用保険の一般教育訓練給付金についてCFP<sup>®</sup>認定者が筒井さんに行った以下の説明の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、筒井さんは入社以来継続して雇用保険の一般被保険者であり、これまでに教育訓練給付金を受けたことはない。

筒井さんが一般教育訓練給付金を受給するためには、離職日の翌日から対象講座の受講を開始する日までが(ア)以内であることが必要です。ただし、その(ア)のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由で引き続き(イ)以上、教育訓練の受講を開始することができなければ、その旨をハローワークに申し出ることにより、離職日の翌日から受講開始までの教育訓練給付の対象となり得る期間(適用対象期間)を、その受講を開始できない日数分、延長することができます。一般教育訓練給付の支給額は、筒井さんが支払った教育訓練経費が30万円の場合、(ウ)です。

1. (ア) 1年 (イ) 30日 (ウ) 6万円
2. (ア) 1年 (イ) 3ヵ月 (ウ) 15万円
3. (ア) 3年 (イ) 3ヵ月 (ウ) 6万円
4. (ア) 3年 (イ) 30日 (ウ) 15万円

**(問題 2 4)**

(設問H) 労働安全衛生法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、事業者が常時使用する従業員数は50人以上であるものとする。

1. 常時使用する労働者を対象として医師による「定期健康診断」を行うことは、事業者の義務である。
2. 労働者の「受動喫煙」を防止するために適切な措置を講ずることは、事業者の努力義務である。
3. 労働者に対し心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行うことは、事業者の義務である。
4. 労働者を日本以外の地域に3ヵ月間派遣しようとする場合、あらかじめ当該労働者に対し医師による健康診断を行うことは、事業者の義務である。





問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題25)

(設問A) 佐野健一さんは、家族4人でYA市に居住している(同一世帯である)。以下の<佐野家のデータ>に基づく国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。  
 なお、特に記載のない事項については、国民年金の被保険者となる要件を満たしているものとする。

<佐野家のデータ>

氏名	続柄	年齢	備考
佐野 健一	本人	43歳	YB株式会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者である。
佐野 晴美	妻	40歳	専業主婦であり、健一さんの健康保険の被扶養者となっている。
佐野 良治	長男	17歳	高校生であり、健一さんの健康保険の被扶養者となっている。
佐野 玲子	母	63歳	無職であり、健一さんの健康保険の被扶養者となっている。 国民年金の保険料納付済期間は360月である。

1. 健一さんが65歳になるまで厚生年金保険の被保険者としてYB社で働き続ける場合、60歳に達した日に国民年金の第2号被保険者でなくなる。
2. 晴美さんは現在、国民年金の第1号被保険者である。
3. 良治さんが18歳で就職をして厚生年金保険の被保険者となった場合、20歳に達するまでは国民年金の被保険者とならない。
4. 玲子さんは、現時点において国民年金の任意加入被保険者となることができる。

## (問題 26)

(設問B) 以下の<資料>に基づく、有馬さんの定時決定による2019年9月の健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[有馬さんの2019年4月から6月までの給与等の状況]

	基本給	時間外手当	通勤手当	結婚祝金	合計
4月支給分	240,000円	12,000円	25,000円	—	277,000円
5月支給分	240,000円	20,000円	25,000円	—	285,000円
6月支給分	240,000円	10,000円	25,000円	50,000円	325,000円

- ・ 有馬さんは、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。
- ・ 2019年4月支給分から6月支給分までの報酬を計算する基礎となる日数については、いずれの月も17日以上である。
- ・ 上記に記載のないものの支給はない。

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
19	16	240,000	230,000	250,000
20	17	260,000	250,000	270,000
21	18	280,000	270,000	290,000
22	19	300,000	290,000	310,000

1. 240,000円
2. 260,000円
3. 280,000円
4. 300,000円

(問題 27)

(設問C) 大下さんは、公的介護保険の要介護2と認定され、訪問介護サービスを利用している。大下さんが2019年5月に以下の<資料>のとおり身体介護サービスを受けた場合、大下さんの利用者負担額として、正しいものはどれか。

<資料>

[大下さんの条件]

利用者負担割合：2割

1ヵ月当たりの支給限度：19,616単位

1単位当たりの介護報酬：10円

身体介護サービスの利用回数：12回

身体介護サービス1回当たりの利用時間：1時間

[訪問介護費単位数表 (身体介護1回当たり)]

利用時間	単位数
20分未満	165単位
20分以上30分未満	248単位
30分以上1時間未満	394単位
1時間以上	575単位 ※30分増すごとに83単位加算

1. 4,728円
2. 6,900円
3. 9,456円
4. 13,800円

(問題 28)

(設問D) 所得税の医療費控除の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 妊娠中の定期健診費用の実費分は、医療費控除の対象となる医療費となる。
2. 出産に伴う入院に際し、電車やバスでの移動が困難であった場合のタクシー代は、医療費控除の対象となる医療費となる。
3. 健康保険法に基づく出産育児一時金は、医療費控除の計算上、医療費を補填する金額となる。
4. 健康保険法に基づく出産手当金は、医療費控除の計算上、医療費を補填する金額となる。



## 問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

**（問題29）**

（設問A） 次のうち、協会けんぽの被扶養者となることができない人はどれか。なお、いずれの人も主として被保険者により生計を維持されており、特に記載のない事項については、被扶養者となることができる要件を満たしているものとする。

1. 被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にある人の母であり、被保険者と同一世帯に属している人。
2. 被保険者の配偶者の子であり、被保険者と養子縁組をしておらず、かつ、同一世帯に属していない人。
3. 被保険者の孫であり、被保険者と同一世帯に属していない人。
4. 被保険者の甥であり、被保険者と同一世帯に属している人。

**（問題30）**

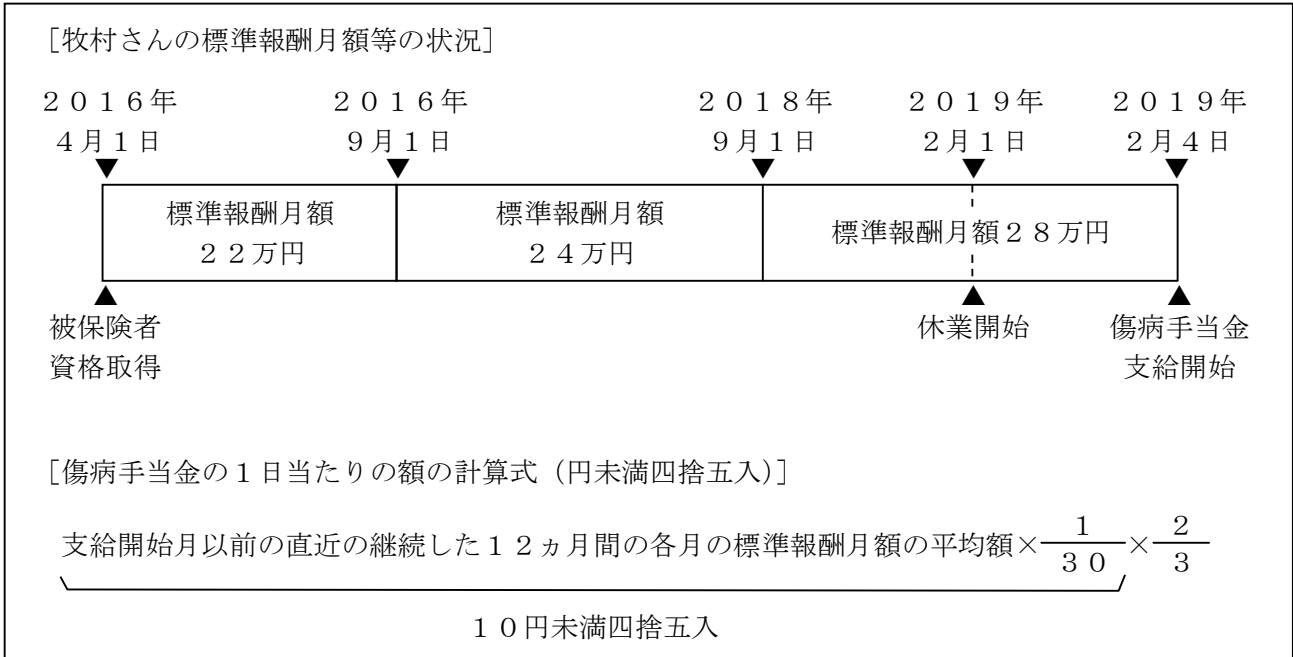
（設問B） 協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるための申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならない。
2. 任意継続被保険者は、在職中の被保険者と同様に、一定の親族を被扶養者とすることができる。
3. 任意継続被保険者は、市区町村の国民健康保険への加入を希望するときは、任意に被保険者資格を喪失することができる。
4. 任意継続被保険者は、正当な理由がなく保険料を納付期日までに納付しなかったときは、その翌日に被保険者資格を喪失する。

(問題 3 1)

(設問 C) 協会けんぽの被保険者である牧村さんは、私傷病により労務不能となり、2019年2月1日から4月22日まで81日間休業し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、牧村さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、支給日数は78日であり、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、牧村さんは傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>



1. 405,756円
2. 436,644円
3. 450,840円
4. 485,160円

**(問題 3 2)**

(設問D) 70歳未満の高額療養費に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、以下の被保険者および被扶養者はいずれも70歳未満であり、自己負担額はすべて保険診療に係るものとする。また、すべて同一の医療機関において同一月に受けた療養であるものとする。

1. 被保険者本人が同一の疾病を原因として通院と入院をし、通院の自己負担額が15,000円、入院の自己負担額が70,000円の場合、それぞれの自己負担額を合算して高額療養費を計算する。
2. 被保険者本人が足首の骨折のために入院をし、その入院中に歯科治療を受けた。骨折治療に係る自己負担額が70,000円、歯科治療に係る自己負担額が15,000円の場合、それぞれの自己負担額を合算して高額療養費を計算する。
3. 被保険者本人が通院し、その際に医師が発行した処方箋により調剤薬局で薬の処方を受けた。同一の疾病について、同一月の、医療機関の受診に係る自己負担額が70,000円、調剤薬局の調剤に係る自己負担額が15,000円の場合、それぞれの自己負担額を合算して高額療養費を計算する。
4. 被保険者本人とその被扶養者が通院をし、被保険者の自己負担額が15,000円、被扶養者の自己負担額が70,000円の場合、それぞれの自己負担額を合算して高額療養費を計算する。

**(問題 3 3)**

(設問E) 協会けんぽの被保険者資格喪失後の給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

1. 家族出産育児一時金は、被保険者が資格を喪失後、被扶養者であった配偶者が出産した場合は支給されない。
2. 出産手当金の支給を受けている被保険者が退職することになり退職日に出勤した場合、出産手当金の継続給付を受けることができる。
3. 傷病手当金の継続給付は、資格を喪失した日から6ヵ月を限度に支給される。
4. 傷病手当金の継続給付を受けていた人が、受給終了から6ヵ月後に死亡したときは、その人により生計を維持されていた一定の遺族に対し、埋葬料が支給される。

## (問題 3 4)

(設問 F) 協会けんぽにおける保険外併用療養費制度に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

健康保険が適用される医療は、治療の有効性・安全性が確認された医療である。保険診療と保険外診療（自由診療）を併用して治療を行う場合は、原則として保険診療部分も含めて全額自己負担となるが、評価療養、患者申出療養および選定療養は保険診療との併用が認められている。（ア）は、未承認薬等を迅速に使用したいという患者の希望を起点とし、厚生労働大臣に個別に認められた療養である。（イ）は、被保険者への特別の療養環境の提供や予約に基づく診療等をいう。これらの療養を保険診療と併用して行った場合、保険診療の部分については（ウ）として健康保険から給付を受けることができ、保険診療の部分の自己負担分は（エ）の対象となる。

- |               |            |              |              |
|---------------|------------|--------------|--------------|
| 1. (ア) 患者申出療養 | (イ) 選定療養   | (ウ) 保険外併用療養費 | (エ) 高額療養費    |
| 2. (ア) 患者申出療養 | (イ) 選定療養   | (ウ) 高額療養費    | (エ) 保険外併用療養費 |
| 3. (ア) 選定療養   | (イ) 患者申出療養 | (ウ) 保険外併用療養費 | (エ) 高額療養費    |
| 4. (ア) 選定療養   | (イ) 患者申出療養 | (ウ) 高額療養費    | (エ) 保険外併用療養費 |



問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の一覧表等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[年金の経過措置一覧表 (一部抜粋)]

生年月日	第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金			
	男子の定額部分 支給開始年齢	女子の定額部分 支給開始年齢	男子の報酬比 例部分支給開 始年齢	女子の報酬比 例部分支給開 始年齢
昭25.4.2～昭26.4.1	—	63歳	60歳	60歳
昭26.4.2～昭27.4.1	—	〃	〃	〃
昭27.4.2～昭28.4.1	—	64歳	〃	〃
昭28.4.2～昭29.4.1	—	〃	61歳	〃
昭29.4.2～昭30.4.1	—	—	〃	〃
昭30.4.2～昭31.4.1	—	—	62歳	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	—	〃	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	—	63歳	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	—	〃	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	—	64歳	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	—	〃	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	—	(65歳)	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	—	〃	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	—	〃	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	—	〃	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	—	〃	〃
昭41.4.2以降	—	—	〃	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,625円×1.000×被保険者期間の月数(上限480月)

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003(平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003(平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003(平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003(平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

定額部分相当額－20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 389,800円

[老齢基礎年金の満額] 779,300円

(問題 3 5)

(設問A) 会社員の飯田弘道さんが64歳の誕生月の月末に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき弘道さんが受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[弘道さんのデータ]

- ・ 1960年(昭和35年)4月20日生まれ(59歳)
- ・ 1984年(昭和59年)4月にQC株式会社に入社(厚生年金加入)し、64歳の誕生月の月末まで厚生年金に加入して働く予定である。

[弘道さんの厚生年金加入歴等]

1984年 (昭和59年) 4月	2003年 (平成15年) 4月		
▲	▼		
▲	▼	▲	▲
入社		60歳	退職
被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 35万円	被保険者期間 204月 平均標準報酬月額 52万円	被保険者期間 49月 平均標準報酬月額 52万円	

※弘道さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,158,464円
2. 1,289,655円
3. 1,505,940円
4. 1,679,455円

(問題 3 6)

(設問B) (問題35)の弘道さんが65歳から受給する老齢厚生年金に加算される経過的加算の額として、正しいものはどれか。

1. 700円
2. 2,325円
3. 78,630円
4. 80,255円

(問題 37)

(設問 C) 以下の [ケース①の夫婦] と [ケース②の夫婦] の老齢年金に係る配偶者の加給年金額および振替加算に関する次の記述のうち、適切なものの組み合わせはどれか。

[ケース①の夫婦]

	生年月日	年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢	60歳時における厚生年金被保険者期間
夫	1961(昭和36)年 4月2日	58歳	65歳	37年
妻	1958(昭和33)年 4月10日	61歳	61歳	5年

[ケース②の夫婦]

	生年月日	年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢	60歳時における厚生年金被保険者期間
夫	1961(昭和36)年 4月2日	58歳	65歳	37年
妻	1964(昭和39)年 4月10日	55歳	64歳	34年

※いずれの夫婦も老齢年金の受給資格期間を満たし、生計維持要件を満たしているものとする。

※いずれの人も60歳で退職し、その後就職はせず、上記の支給開始年齢から年金を受給するものとする。

<老齢年金に係る配偶者の加給年金額および振替加算に関する記述>

[ケース①の夫婦] に関する記述

- (ア) 夫が65歳になり老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、夫に支給される老齢厚生年金に加給年金額は加算されず、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。
- (イ) 夫が65歳になり老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、夫に支給される老齢厚生年金に加給年金額が加算され、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。

[ケース②の夫婦] に関する記述

- (ウ) 夫に65歳から支給される老齢厚生年金に加給年金額は加算されず、妻に65歳から支給される老齢基礎年金に振替加算は加算されない。
- (エ) 夫に65歳から支給される老齢厚生年金に加給年金額が加算され、妻が64歳になるとその加給年金額は支給停止となる。

1. (ア) と (ウ)
2. (ア) と (エ)
3. (イ) と (ウ)
4. (イ) と (エ)

## (問題38)

(設問D) 個人事業主であった高倉淳平さんは、2019年5月に病気で死亡した。淳平さんの死亡により遺族が受け取る国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

## &lt;高倉さん家族のデータ&gt;

氏名	続柄	備考
高倉 淳平	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1966 (昭和41) 年4月12日生まれ (死亡時の年齢: 53歳)</li> <li>・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付していた。</li> <li>・ 厚生年金の加入歴はない。</li> <li>・ 障害基礎年金の受給権者であったことはない。</li> </ul>
高倉 史子	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1970 (昭和45) 年1月28日生まれ (49歳)</li> <li>・ 27歳の時に淳平さんと結婚した。</li> <li>・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。</li> <li>・ 厚生年金の加入歴はない。</li> </ul>
高倉 千佳	長女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1997 (平成9) 年12月26日生まれ (21歳・大学生)</li> <li>・ 20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して学生納付特例の適用を受けている。</li> </ul>

※家族は全員生計を同じくし、淳平さんの死亡当時、淳平さんに生計を維持されていた。

1. 史子さんは寡婦年金と死亡一時金の両方の受給権を取得するが、受給に当たってはどちらか一方を選択しなければならない。
2. 淳平さんは付加保険料を納付していたが、死亡一時金の額については国民年金保険料のみを納付していた場合と変わらず、加算が生じることはない。
3. 史子さんは、60歳に達するまでは寡婦年金を受給することができない。
4. 史子さんに支給される寡婦年金の額は、淳平さんが65歳から受給できるはずであった国民年金の第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金の4分の3に相当する額である。

(問題 39)

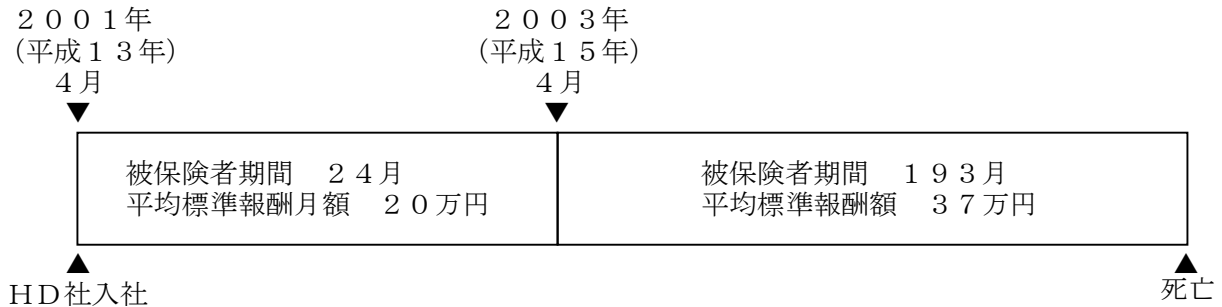
(設問 E) HD 株式会社に勤務していた峰岸賢治さんは、2019 年 5 月 10 日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、賢治さんが死亡した時点で、妻の正子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算については考慮しないものとする。

<資料>

[峰岸さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
峰岸 賢治	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>1978 (昭和 53) 年 4 月 12 日生まれ (41 歳)</li> <li>大学卒業後の 22 歳から死亡するまで HD 社に勤務 (厚生年金加入) していた。</li> </ul>
峰岸 正子	本人 (妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1981 (昭和 56) 年 5 月 15 日生まれ (38 歳)</li> <li>25 歳の時に賢治さんと結婚し、以後専業主婦として、賢治さんに生計を維持されていた。</li> </ul>
峰岸 大樹	子	<ul style="list-style-type: none"> <li>2008 (平成 20) 年 3 月 20 日生まれ (11 歳・小学生)</li> <li>賢治さんに生計を維持されていた。</li> </ul>

[賢治さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$(\text{①} + \text{②}) \times 3 / 4$$

① 2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金は、被保険者期間が 300 月未満の場合は、300 月とみなして計算する。

[遺族基礎年金の額]

779,300円

[子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,300円

第3子以降 1人当たり 74,800円

1. 1,220,588円

2. 1,322,799円

3. 1,444,888円

4. 1,591,985円

(問題40)

(設問F) WA株式会社に勤務している西岡義一さん(48歳)は、事故によって障害の状態となり、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づく、義一さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

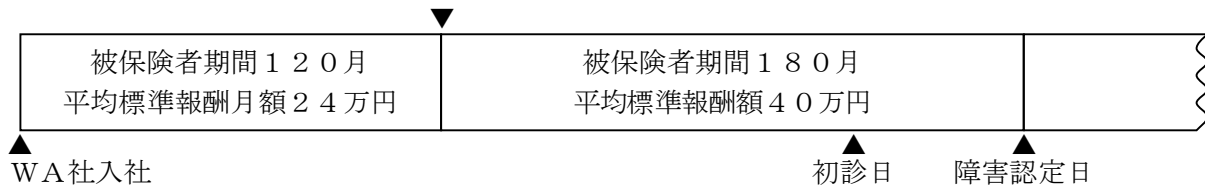
<資料>

[義一さんのデータ]

- ・ 1970(昭和45)年8月18日生まれ
- ・ 障害等級は1級である。
- ・ 妻(45歳)、長女(21歳)、二女(17歳)および長男(16歳)と同居している。
- ・ 妻、長女、二女、長男はいずれも障害者ではない。
- ・ 妻は、WB株式会社でのパート勤務による収入が月10万円あったが、2019年4月からWB社で正社員として働くようになり、年収は240万円になる見込みである。
- ・ 長女、二女および長男は、義一さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[義一さんの厚生年金加入歴等]

2003(平成15)年4月



[障害厚生年金(2級)の年金額の計算式]

報酬比例の年金額=①+②

① 2003(平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003(平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003(平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003(平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

[障害厚生年金の配偶者の加給年金額]

224,300円

[障害基礎年金(2級)の年金額]

779,300円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人当たり 224,300円

第3子以降 1人当たり 74,800円

1. 障害基礎年金	1,422,725円	障害厚生年金	824,132円
2. 障害基礎年金	1,422,725円	障害厚生年金	974,090円
3. 障害基礎年金	1,497,525円	障害厚生年金	824,132円
4. 障害基礎年金	1,497,525円	障害厚生年金	974,090円



## 問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題4 1)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢給付金は、規約に定めることにより、50歳未満の人に対して支給することができる。
2. 老齢給付金の支給要件として、20年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。
3. 脱退一時金の支給要件として、3年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。
4. 加入者の死亡により遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、規約に定める一定の人とされているが、遺族とされる配偶者には、加入者の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった人も含まれる。

## (問題4 2)

(設問B) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

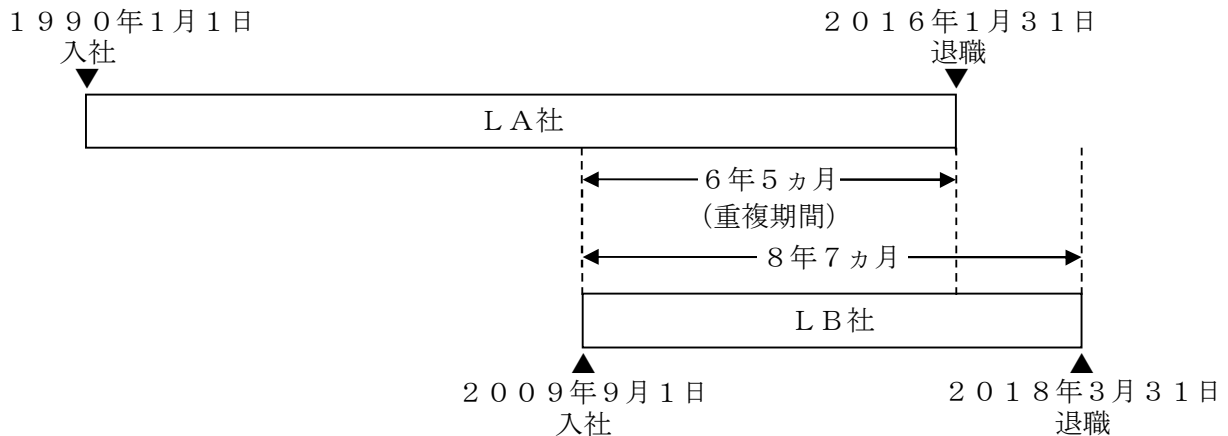
1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人であって、国民年金に任意加入している人は、国民年金基金に加入することができる。
2. 国民年金基金に加入しながら、国民年金の付加保険料を納めることはできない。
3. 国民年金基金の加入員が海外に転居し、国民年金の任意加入被保険者になった場合、引き続き従前の掛金で国民年金基金に加入することができる。
4. 国民年金の第2号被保険者になったことにより国民年金基金の加入員資格を喪失した場合、加入期間に応じた一時金が支給される。

## (問題 4 3)

(設問C) 大久保さんは、2016年1月31日にL A株式会社を退職して退職一時金を受け取り、2018年3月31日にL B株式会社を退職して退職一時金を受け取った。以下の<資料>に基づき、大久保さんがL B社から受け取った退職一時金に係る所得税の計算上、退職所得控除額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[大久保さんの勤続期間等]



- ・ 特定役員退職手当等に該当するものではない。
- ・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
- ・ 退職所得に関する手続きについては適正に行われている。
- ・ L A社より支給された退職一時金の額は、L A社の勤続年数に対応する退職所得控除額以上であった。

[L B社の退職一時金に係る退職所得控除額の計算]

その年に支給された退職手当とその年の前年以前4年以内に支給された退職手当の計算の基礎としたそれぞれの勤続期間に重複している期間があるときは、その重複期間に対応する退職所得控除額を控除してその年の退職所得控除額を算出する。よって、大久保さんの退職所得控除額は以下の計算式により算出する。

$$\text{退職所得控除額} = (\text{イ}) - (\text{ロ})$$

(イ) L B社の勤続期間に対応する退職所得控除額

(ロ) L A社の勤続期間とL B社の勤続期間とが重複している期間(1年未満の端数切捨て)に対応する退職所得控除額

1. 60万円
2. 80万円
3. 120万円
4. 180万円

## (問題 4 4)

(設問D) 工藤さん(50歳)が勤務するPA株式会社の退職金制度は以下の<資料>のとおりである。工藤さんが65歳で定年退職する場合、受け取る一時金および年金に係る所得税に関する以下の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

## &lt;資料&gt;

- ・ PA社の定年は65歳である。
- ・ PA社の退職金制度は、確定給付企業年金制度(以下「DB」という)である。
- ・ PA社のDBの老齢給付金は、一時金または年金として受け取ることができ、一時金と年金での受取りを併用することも可能である。

1. DBの老齢給付金を一時金で受け取る場合、退職所得となる。
2. DBの老齢給付金を年金で受け取る場合、受給年の雑所得となる。
3. DBの老齢給付金を一時金と年金で受け取る場合、一時金で受け取った部分は退職所得、年金として受け取った部分は受給年の雑所得となる。
4. DBの老齢給付金を一時金と年金で受け取り、年金受給開始後2年で年金の受取りをやめ、以後の年金給付総額に代えて一時金で受け取る場合の一時金は、受給年の一時所得となる。

## (問題 4 5)

(設問E) 中小法人の役員である福岡さん(49歳)は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づく、福岡さんが役員を退任したことにより受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

## [福岡さんの加入内容等]

- ・ 50歳から70歳になるまでの20年間加入。
- ・ 70歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る。
- ・ 掛金月額推移
 

50歳加入時から	10,000円
55歳から	30,000円(20,000円増額)
60歳から	60,000円(30,000円増額)

## [共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって決まる。

共済金A：法人役員については、法人が解散したとき。

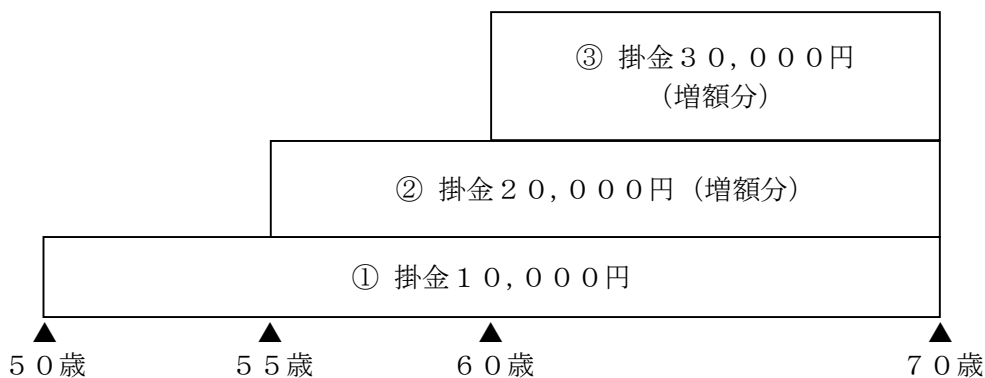
共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上となったとき。

[掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
360月	217,400円	210,590円

[福岡さんの掛金月額の変遷と共済金計算のイメージ図]

受給合計額=①、②、③に対応する金額の合計



[共済金の計算例]

- ・ 掛金月額10,000円(20口=10,000円÷500円)の場合、加入から5年(60月)目における共済金Aの額は、31,070円×20口=621,400円となる。
- ・ 途中で掛金を増額している場合の共済金の額は、増額前の掛金月額とその納付月数、増額部分の掛金月額とその納付月数についてそれぞれ計算を行い、それらを合計した額となる。

1. 10,023,200円
2. 10,229,200円
3. 10,322,000円
4. 10,680,200円

問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 以下の<資料>に基づくKN株式会社の資金繰りに関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[KN社の売上と仕入の実績]

	2月	3月	4月	5月
売上	2,100万円	2,400万円	2,500万円	2,000万円
仕入	1,600万円	1,800万円	2,000万円	1,500万円

[KN社の取引条件]

○売上も仕入もすべて掛取引とする。

○売上代金

- ・ 売上の翌月末日に、代金の6割を現金で受け取り、4割を手形で受け取るものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は1ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

○仕入代金

- ・ 仕入の翌々月末日に、代金の4割を現金で支払い、6割を手形で支払うものとする。
- ・ 手形の振出日から支払期日までの期間は2ヵ月であり、期日に決済されるものとする。

<KN社の資金繰り表(一部)>

		5月	6月
収入	売掛金の現金回収	(ア)万円	***万円
	受取手形の決済	***万円	(イ)万円
支出	買掛金の現金支払い	***万円	(ウ)万円
	支払手形の決済	***万円	***万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*」にしてある。

1. (ア) 1,200 (イ) 800 (ウ) 800
2. (ア) 1,200 (イ) 1,000 (ウ) 600
3. (ア) 1,500 (イ) 800 (ウ) 600
4. (ア) 1,500 (イ) 1,000 (ウ) 800

## (問題 47)

(設問B) 以下の<資料>に基づくT A県の事業融資の申込資格に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、T A県の事業融資の要件を満たしているものとする。

## &lt;資料&gt;

## [T A県の事業融資の申込資格]

以下の(1)～(6)の要件をすべて満たすこと

## (1) ア 法人

本店登記が1年以上T A県内にあり、かつ県内で同一事業を引き続き1年以上営業していること

## イ 個人

T A県に事業所があり、県内で同一事業を引き続き1年以上営業していること

(2) 法人、個人とも確定申告を1期以上行っていること

(3) 住民税を滞納していないこと(完納の見通しが立つ場合はこの限りではない)

(4) 許可、認可、登録、届出等が必要な業種については当該許認可等を受けていること

(5) 従業員数が20人(卸売業・小売業・サービス業の場合は5人)以下であること

(6) 資金使途が以下に該当しないこと

- ・ 借入金の返済に充てる資金
- ・ 住宅(社宅を含む)、土地を取得する資金
- ・ 転貸資金
- ・ 県外の営業所に係る資金
- ・ 法令に違反する資金

1. T A県内に事業所があり、継続して3年間、同一事業を続けている個人は、住民税を滞納していても、完納する見通しが立っていれば申込資格を有する。
2. 本店登記が5年間T A県にあり、その間、同一事業(許可を要する業種)を続けている法人であっても、事業に必要な許可を受けていない場合は申込資格を有しない。
3. T A県内で2018年10月に小売業(従業員数5人以下)を開始し、2019年3月に確定申告を行った個人は、確定申告を行った日において申込資格を有する。
4. 資金使途が事業所の敷地となる土地の取得資金であるときは申込資格を有しない。

問 1 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 8)

(設問A) 宮本信彦さんは、公証役場に出向き以下の<条件>に基づいて公正証書遺言1通を作成する予定である。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 信彦さんの妻はすでに死亡しており、信彦さんの相続人は長男および二男の2人である。
- ・ 信彦さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は3,500万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 長男と二男が取得する財産の相続税評価額の総額が同じになるように現金3,500万円を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
長男	甲宅地	2,550万円	2,900万円
	甲宅地上の建物	800万円	800万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,050万円	2,400万円
	乙宅地上の建物	1,000万円	1,000万円
	現金	—	****万円
合計		—	10,600万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*\*」にしてある。

## ＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に5,000万円までごとに 13,000円を加算
3億円を超え10億円以下	95,000円に5,000万円までごとに 11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に5,000万円までごとに 8,000円を加算

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 54,000円
2. 69,000円
3. 83,000円
4. 86,000円



**(問題 49)**

(設問B) 後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、「本人」とは信託契約の委託者をいうものとする。

1. 後見制度支援信託は、法定後見における成年後見と未成年後見において利用することができ、法定後見における保佐と補助および任意後見では利用することができない。
2. 信託契約締結後、信託財産から金銭を払い戻す場合に信託銀行に提出する指示書は、後見人が発行する。
3. 信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬額は、専門職後見人が行った仕事の内容や本人の資産状況などの諸事情を考慮して家庭裁判所が決定する。
4. 本人の収入よりも支出が多くなることが見込まれる場合、必要な金額を信託財産から後見人が管理する金融機関口座に定期的を送金されるようにすることができる。

**(問題 50)**

(設問C) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 事業者は、賃貸借方式の契約の場合、入居時に権利金を入居者から受け取ることができる。
2. 事業者は、契約において前払金の算定の基礎および返還債務の金額の算定方法を明示している場合、入居者から家賃やサービスの対価を前払金で受け取ることができる。
3. 事業者は、状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービス、介護サービスの3つのサービスの提供をしなければならない。
4. 事業者は、入居者が長期入院した場合、それを理由に入居者の同意なく賃貸契約を解約することができる。